

安全データシート(SDS)

五硫化アンチモン
(硫化いぶし用)

1. 化学物質等及び会社情報

化学品の名称:	五硫化アンチモン
製品名	AS-S1
供給者の会社名称:	日本精鋳株式会社
住所	東京都新宿区下宮比町3-2
担当部門	営業部
電話番号	03-3235-0031
FAX番号	03-3235-0034
メールアドレス	mail@nihonseiko.co.jp
緊急連絡電話番号	中瀬製錬所 品質保証課 079-667-2121
推奨用途及び使用上の制限:	工業用原料: 金属の表面処理剤等

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類:	分類できない又は分類基準に該当しない。
GHSラベル要素:	
絵表示又はシンボル	なし。
注意喚起語	なし。
危険有害性情報	なし。
注意書き	【安全対策】 なし。 【応急措置】 なし。 【保管】 なし。 【廃棄】 なし。
GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険有害性:	情報なし。
重要な徴候及び想定される非常事態の概要:	情報なし。

3. 組成・成分情報

化学物質・混合物の区別:	化学物質
化学名又は一般名:	五硫化アンチモン
慣用名又は別名:	-
化学特性(化学式等):	Sb_2S_x $x=3.0\sim 5.0$

CAS番号: 濃度又は濃度範囲 (含有率): 官報公示整理番号 (化審法・安衛法): GHS分類に寄与する成分:	1315-04-4 Sb 65~78% S 17~30% 1-1154 As 0.06% Pb 0.10%
4. 応急措置 吸入した場合: 皮膚に付着した場合: 眼に入った場合: 飲み込んだ場合: 急性症状及び遅発性症状の 最も重要な徴候症状: 応急措置をする者の保護: 医師に対する特別な注意事項:	被災者を空気の新鮮な場所に移す。 気分が悪いときは、医師の診断/手当を受けること。 皮膚を流水で洗い必要に応じて汚染された衣服を取り除く。 眼、まぶたのすみずみまで洗浄する。 水でよく口の中を洗浄する。 気分が悪いときは、医師の診断/手当を受けること。 情報なし。 情報なし。 情報なし。
5. 火災時の措置 適切な消火剤: 使ってはならない消火剤: 火災時の特有の危険有害性: 特有の消火方法: 消火活動を行う者の特別な保護 具及び予防措置:	環境に適切な消火剤を使用する。 水、粉末、炭酸ガス等。 情報なし。 加熱するか若しくは酸又は酸の蒸気と接触させると、硫黄及びア ンチモン酸化物のガスを発する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火作業では適切な保護具を着用すること。
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急事措置: 環境に対する注意事項: 封じ込め及び浄化の方法 及び機材: 二次災害の防止策:	粉塵の発生を避ける。十分な換気装置を備える。 保護具を着用していない人を近づけない。 皮膚あるいは眼との接触を避けて、適切な保護具を着用するこ と。 粉塵の吸入を避けること。 放出事故に際しては下水あるいは水路への流れ込み及び土壌浸透 を避ける。漏洩物は関連法規に従い処分すること。 粉塵の発生を避けること。 漏洩物は掃き集めるか産業用の真空掃除機で回収すること。 集めた漏洩物は廃棄に適切な容器あるいは密閉できるプラスチック 袋に回収すること。 ばく露管理/人の保護あるいは廃棄に関する更なる情報はこのSDS の第8節及び13節を参照すること。

7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い：	
技術的対策	粉塵の発生場所に局所集塵装置を設置する。防じんマスクを取扱所に備える。
安全取扱い注意事項	すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 適切な保護具を着用し作業を行うこと。 このSDSの第10節を参照すること。
接触回避	吸入及び経口摂取を避ける。
衛生対策	一般的な職場の衛生環境対策が必要である（定期清掃等）。 別途指定が無い場所での飲食・喫煙は禁止すること。 作業後は手を洗い、食事場所では汚染衣服・保護具を脱ぐ。 作業完了後はシャワーを浴びて着替える。 作業に使用した汚染衣服を自宅で着てはならない。 粉塵を圧縮空気で吹き飛ばさないこと。
保管：	
安全な保管条件	冷暗所で密封状態にして保管すること。
安全な容器包装材料	容器は、容器試験基準に適合していることを自主確認する事。
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度：	設定されていない。
許容濃度：	
日本産業衛生学会 （2023年版）	0. 1mg/m ³ （アンチモン及びアンチモン化合物（Sbとして、スチビンを除く））
ACGIH （2024年版）	0. 5mg/m ³ TLV-TWA （Antimony and compounds, as Sb）
設備対策：	可能な限り粉塵の発生を防ぐ。粉塵が発生する場所や発生させる機械がある場合は、適切な換気が行われていることを確認する。 粉塵の蓄積が避けられない場所では、定期的に産業用の真空掃除機により取り除く必要がある。 排気はダストセパレータを通して放出する。 製造プロセスや清掃作業中に発生した排水は回収し排水処理プラントで処理するのが望ましい。
保護具：	
呼吸用保護具	防じんマスク
手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。
眼の保護具	適切な保護眼鏡を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	適切な保護長ぐつ、保護衣を着用すること。
特別な注意事項：	環境に排出しないように注意する。
9. 物理的及び化学的性質	
外観：	
物理的状态	固体
形状	粉体
色	褐色
臭い：	情報なし。

<p>融点／凝固点： 沸点又は初留点及び沸騰範囲： 可燃性 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界： 引火点： 自然発火点： 分解温度： pH： 動粘性率： 溶解度： n-オクタノール/水分配係数： 蒸気圧： 密度及び／又は相対密度： 相対ガス密度： 粒子特性： その他のデータ：</p>	<p>情報なし。 情報なし。 加熱又は強力な酸化剤との化学反応により可燃性を示す。 情報なし。 情報なし。 情報なし。 75℃ 情報なし。 情報なし。 情報なし。 情報なし。 情報なし。 4.12 情報なし。 情報なし。 情報なし。</p>
<p>10. 安定性及び反応性 反応性： 化学的安定性： 危険有害反応可能性： 避けるべき条件： 混触危険物質： 危険有害な分解生成物： その他：</p>	<p>情報なし。 常温、常圧の通常状態下では安定である。 空気中で加熱すると青い炎をあげて燃え、酸化アンチモンおよび二酸化硫黄を発生する。強酸と混触すると、分解し有毒な硫化水素を発生する。 アルカリに溶解しアンチモン酸が生じる。 加熱。 ハロゲン、強酸、強アルカリ。 硫化水素、硫黄、二酸化硫黄、アンチモン酸化物。 情報なし。</p>
<p>11. 有害性情報 急性毒性（経口）： 急性毒性（経皮）： 急性毒性 （吸入：粉塵・ミスト）： 急性毒性 （吸入：ガス・蒸気）： 皮膚腐食性／皮膚刺激性： 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性： 呼吸器感作性又は皮膚感作性： 生殖細胞変異原性： 発がん性： 日本産業衛生学会 ACGIH（産業衛生専門家会議） EPA（米国環境保護庁） NTP（米国国家毒性プログラム）</p>	<p>情報が不足しており、分類できない。 情報が不足しており、分類できない。 情報が不足しており、分類できない。 粉体の為、分類対象外である。 情報が不足しており、分類できない。 情報が不足しており、分類できない。 情報が不足しており、分類できない。 情報が不足しており、分類できない。 情報が不足しており、分類できない。 がん原性分類はされていない。 がん原性分類はされていない。 がん原性分類はされていない。 がん原性分類はされていない。</p>

<p>EU (欧州連合) IARC (国際がん研究機関)</p> <p>生殖毒性: 特定標的臓器毒性 (単回ばく露): 特定標的臓器毒性 (反復ばく露): 誤えん有害性: その他:</p>	<p>がん原性分類はされていない。 グループ3: ヒトに対する発がん性について分類できない。 情報が不足しており、分類できない。</p> <p>情報が不足しており、分類できない。</p> <p>情報が不足しており、分類できない。 情報が不足しており、分類できない。 情報が不足しており、分類できない。 情報なし。</p>
<p>12. 環境影響情報</p> <p>生態毒性: 残留性・分解性: 生体蓄積性: 土壌中の移動性: オゾン層への有害性: 他の有害影響:</p>	<p>情報が不足しており、分類できない。 情報なし。 情報なし。 情報なし。 情報なし。 情報なし。</p>
<p>13. 廃棄上の注意</p> <p>化学品、汚染容器及び包装の安全で、必須かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報:</p>	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p>
<p>14. 輸送上の注意</p> <p>国際規制: 国連番号 品名(国連輸送品名) 国連分類 容器等級 海洋汚染物質</p>	<p>該当しない*。 該当しない。 該当しない。 該当しない。 該当しない。</p>
<p>*国連規則: 特別規定SP45条は、国連番号1549(危険物分類クラス6.1、包装等級3)に適用される。総重量中ヒ素が0.5%を超えないアンチモン硫化物および酸化物はこれらの規則の対象とはならない。</p>	
<p>国内法規制: 陸上輸送 海上輸送 航空輸送 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策: 応急措置指針番号:</p>	<p>該当しない。 該当しない。 該当しない。</p> <p>車両には、運搬事故時の応急処置に必要な暴露防止上の保護具、及び漏出時の回収措置の為の道具を備える。</p> <p>157</p>
<p>15. 適用法令</p> <p>化学物質排出管理促進法:</p>	<p>第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)</p>

労働安全衛生法：	名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
水質汚濁防止法関連：	指定物質（法第2条の4、施行令第三条の三） アンチモン及びその化合物
バーゼル法：	対象有害廃棄物（Y27：アンチモン、アンチモン化合物）
※適用法令については、各地域の法規制に従うこと。	
16. その他の情報	
記載内容の取り扱い：	記載内容は現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しており、新しい知見により改訂される事があります。 また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですので、特別な取り扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。
引用文献等：	<ul style="list-style-type: none"> ①GHS対応ガイドライン (一般財団法人 日本工業協会 編集 日本規格協会 発行) ②国際アンチモン協会 (i2a) による三酸化アンチモンSDS定型版 ③【改訂第3版】緊急時応急措置指針_日本規格協会 ④許容濃度の勧告 日本産業衛生学会 ⑤(財)製品評価技術基盤機構(NITE)_CHRIP検索結果_金属アンチモン ⑥OECD-SIAM 2008年10月14日~16日 初期評価プロファイル ⑦(財)製品評価技術基盤機構(NITE)_CHRIP検索結果_硫化アンチモン(V) ⑧TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS Model Regulations 17th vol I en United Nation ⑨神奈川県環境科学センター個別物質項目(五硫化アンチモン)